

○鯖江広域衛生施設組合処務規則

（昭和58年4月1日）
規則第2号

改正 昭和60年4月1日規則第3号 平成3年4月1日規則第1号
平成4年4月1日規則第3号 平成7年9月13日規則第1号
平成11年3月30日規則第5号 平成16年11月29日規則第4号
平成17年5月10日規則第3号 平成18年1月31日規則第1号
平成19年4月1日規則第1号 平成20年3月31日規則第1号
令和3年3月31日規則第1号

（趣旨）

第1条 この規則は、法令その他別に定めるものを除くほか、鯖江広域衛生施設組合の事務処理等について必要な事項を定めるものとする。

（課の設置）

第2条 事務局に次の課を置く。

管理課

業務課

（グループおよびチーム）

第2条の2 課において、事務を効率的に処理するため、グループを編成することができる。

2 前項の場合において、事務が複数の課に関連するときは、チームを編成することができる。

（課の事務分掌）

第3条 課の事務分掌はおおむね次のとおりとする。

管理課

- (1) 人事に関する事。
- (2) 組合の行政一般に関する事。
- (3) 予算、決算その他財務に関する事。
- (4) 組合の財産管理に関する事。
- (5) 葬斎場の維持管理運営に関する事。
- (6) 組合施設の企画、計画立案に関する事。
- (7) 組合施設の建設に係る監理監督に関する事。
- (8) 組合施設の電気設備に関する事。

(9) 建設用地の確保に関すること。

業務課

- (1) し尿処理施設の維持管理運営に関すること。
- (2) ごみ焼却施設の維持管理運営に関すること。
- (3) 粗大ごみ処理施設の維持管理運営に関すること。
- (4) 汚泥処理施設の維持管理運営に関すること。
- (5) 最終処分場の維持管理運営に関すること。
- (6) 資源物施設の維持管理運営に関すること。
- (7) 関係市町に対するごみ減量の指導に関すること。

(職)

第4条 事務局に次の職を置く。

事務局長、次長、課長、所長、参事、課長補佐、主任、主査、主事、技師、
技能員

(職務)

第5条 事務局長は、管理者、副管理者の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属の職員を指揮、監督する。

- 2 次長は、上司の命を受け、その分掌事務を掌理し、所属の職員を指揮、監督するとともに、事務局長が不在のときは、上司の命を受け、その職務を代行する。
- 3 課長および所長は、上司の命を受け、その分掌事務を掌理し、所属の職員を指揮、監督するとともに、次長が不在のときは、上司の命を受け、その職務を代行する。
- 4 参事は、課長または所長（この項において「課長等」という。）を補佐し、その分掌事務を掌理するとともに、課長等が不在のときは、上司の命を受け、その職務を代行する。
- 5 課長補佐は、上司の命を受け、その分掌事務を掌理する。
- 6 主任は、上司の命を受け、担当の事務を処理する。
- 7 主査、主事、技師および技能員は、上司の命を受け事務に従事する。

(鯖江葬斎場)

第6条 鯖江広域衛生施設組合鯖江葬斎場の設置および管理に関する条例（昭和58年鯖江広域衛生施設組合条例第24号）の定めるところにより設置された鯖江葬斎場は、管理課に属する。

(鯖江クリーンセンター)

第7条 鯖江広域衛生施設組合廃棄物処理場の設置および管理に関する条例（昭

和 58 年鯖江広域衛生施設組合条例第25号)の定めるところにより設置された廃棄物処理場は、業務課に属する。

（出納事務の決議）

第8条 会計管理者の権限に属する事務の決裁に関しては、鯖江市出納事務決裁規程（昭和 51 年訓令第 4 号）の例による。

（職員の服務）

第9条 職員の服務に関しては、鯖江市職員服務規程（昭和 51 年訓令第 1 号）の例による。

（文書の左横書き）

第10条 文書の左横書きの実施に関しては、鯖江市の文書の左横書きの実施に関する訓令（昭和 35 年訓令第 4 号）の例による。

（文書の取扱いおよび編さん保存等）

第11条 文書の取扱いおよび編さん保存等については、鯖江市文書管理規程（昭和 54 年訓令第 2 号）の例による。

（用語用字例）

第12条 公用文の作成については、鯖江市用語用字例（昭和 54 年訓令第 3 号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 60 年規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 3 年規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 4 年規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 11 年規則第 5 号）

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年規則第 1 号）

この規則は、平成18年2月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第1号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第1号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第1号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。